

【電気工事士免状交付管理システム構築業務】審査基準表

選定委員による採点

審査項目	審査基準	配点	合計 配点
1 全体的事項			
事業目的の理解	・事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。	10	20
提案内容について	・本事業の趣旨を理解し、構築するシステムが達成しようとする目的に沿った提案となっているか。	10	
2 委託内容			
申請者情報取込機能	・仕様書と同等以上の機能を有しているか。	10	50
申請者台帳機能	・仕様書と同等以上の機能を有しているか。 ・台帳として利用しやすい工夫があるか。	10	
免状発行機能	・仕様書と同等以上の機能を有しているか。 ・申請者台帳機能や免状発行台帳機能と連動し、スムーズに免状を発行できる工夫があるか。	10	
免状発行台帳機能	・仕様書と同等以上の機能を有しているか。 ・免状の再交付・書換えに備えた工夫があるか。	10	
その他の要件	・仕様書と同等以上の提案であるか。	10	
3 体制、スケジュール			
業務の実施体制	・委託業務を遂行するための体制が確立されているか。	5	20
新型コロナウイルス感染症対策	・新型コロナウイルス感染状況に応じた柔軟な対応が可能な提案となっているか。	5	
計画的なスケジュールとなっているか。	・求めている成果を実現するためのスケジュールが示されているか。	5	
システム構築後のサポート業務について	・システムのハード及びソフトの保守について、システムを安定的に運用できる提案となっているか。 ・サポート業務の内容毎に工数が示されており、工数に対して妥当な費用となっているか。	5	
4 実績			
自治体における業務実績	・本業務を受託するにふさわしい同程度の業務実績や熟練度があるか。	10	10
1から4の合計		100	100

見積金額による加算点

審査項目	審査基準	配点
本業務に係る見積金額について	加算点 = (1 - 見積金額 / 上限金額) × 10 ※小数点第3位以下切捨て	10

【審査方法】

- 1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- 2) 全ての委員の点数を集計する。
- 3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- 4) 委員の合計点数が最低基準点である70点（満点100点×7割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- 5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である70点（満点100点×7割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。